平成２２年（フ）第１７０２号
愛知県瀬戸市西長根町26番地　高嶺荘302
債務者　宗　　知世
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４３号
愛知県江南市高屋町旭77番地
債務者　飯田　裕治
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３６２号
愛知県一宮市木曽川町黒田字宝光寺５番地４
債務者　近藤　　進
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３８２号
愛知県一宮市三条字小辰己22番地１　マンションアリス１Ａ号
債務者　伊藤　久人
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１０５号
兵庫県西脇市日野町24番地　市営住宅1050号
債務者　松原　美香
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第８６７号
宮城県宮城郡利府町中央３丁目５番地２
債務者　鶴巻美智子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９９４号
仙台市青葉区小松島３丁目12―10　メゾンドＳＳ203号、住民票上の住所宮城県名取市飯野坂２丁目２番52―１号　ロイヤルヴィレッジ名取Ｉ番館101号
債務者　川口　智彦
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２１９号
仙台市宮城野区安養寺１丁目３番５号　アークヒルズＫ203
債務者　上野亜由美（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７２号
仙台市太白区袋原字内手15番地の１
債務者　石田　桂子（旧姓相澤）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３５３号
仙台市泉区泉中央２丁目17番地の１　ロイヤルパレス泉中央公園704
債務者　今野　博男
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６８号
宮城県黒川郡富谷町鷹乃杜４丁目28番９号
債務者　大友　泰義
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５３１号
茨城県ひたちなか市大字勝倉1106番地５
債務者　根本　明子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５５５号
茨城県ひたちなか市大字津田1851番地の３
債務者　小室　正宏
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５６１号
茨城県水戸市双葉台５丁目24番地　市営双葉台住宅３棟５Ｆ３号、旧住所千葉県佐倉市上座567番地１　オリーブＢ棟302号
債務者　五井　善希
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１５９号
茨城県結城市大字結城9913番地17、前住所茨城県結城市大字結城作333番地42
債務者　遠藤　雄策
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１６８号
茨城県常総市鴻野山960番地４　コーポこうの鳥Ｂ201、前住所東京都新宿区西新宿５丁目10番13―201号
債務者　松木　　昇
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部